

『税務経理ハンドブック（平成 24 年度版）』に誤りがございました。

平成 23 年 12 月の税制改正により、更正の請求ができる期間が法定申告期限から原則として 5 年に延長されております。

お詫び申し上げますとともに、次のとおり訂正致します。

該当箇所	正	誤
「25 年 3 月の税務」 7 行目	(削除)	<u>23 年分所得税の更正の請求</u>